龍ケ崎市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス
（ＺＥＨ）導 入 促 進 事 業 費 補 助 金

申 請 の 手 引 き

令 和 ８ 年 ４ 月

■　お問合せ・書類提出先　■

〒301-8611　龍ケ崎市 3710 番地
龍ケ崎市都市整備部生活環境課
TEL:0297-64-1111 内線 422・425
FAX:0297-60-1588

1　申請受付

（1）受付開始　　令和８年４月１日（水）
（2）受付時間　　平日の午前９時～午後５時（正午～午後１時を除く。）
（3）受付場所　　龍ケ崎市役所生活環境課（本庁舎４階）
（4）そ の 他　　先着順に受け付け、予算額に達した時点で受付終了（郵送申請可）
※郵送申請は、市に届いた日を受付日とします。
※予算額に達した日に郵送申請を含む交付申請があった場合には、その日に受付をしたものを対象に抽選にて交付対象を決定する場合があります。

2　補助対象住宅

補助対象住宅	要　件
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（『ＺＥＨ』） ※ Nearly ZEH、ZEH Oriented は対象外	補助金の交付を受けようとする方が自ら居住する市内の戸建住宅であって、次のいずれかに該当することにより、『ＺＥＨ』であることを証明できる住宅 （1）国ＺＥＨ補助金※1の交付を受けていること。 （2）ＢＥＬＳ※2において、『ＺＥＨ』の評価・認証を受けていること。 ※１：国がＺＥＨの普及促進を目的に交付する補助金 ※２：第三者評価機関が建築物の省エネルギー性能を評価・表示する制度

※　『ＺＥＨ』の定義（参考）

以下の(1)～(4)の全てに適合した住宅
（1）強化外皮基準０．６［W/㎡K］以下
（2）再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から２０％以上の一次エネルギー消費量削減
（3）再生可能エネルギーを導入（容量不問）
（4）再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から１００％以上の一次エネルギー消費量削減

3　補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業となります。

（1）補助対象住宅を新築する事業
（2）補助対象住宅である新築建売住宅を購入する事業
（3）既存住宅を補助対象住宅に改修する事業

4　補助対象者

補助金の交付対象となる方は、補助対象事業を実施した方で、次の要件の全てに該当する方となります。

(1) 補助金の交付を申請する年度の４月１日から翌年の３月２０日までに補助対象住宅の引渡しを受け、本市の住民基本台帳に登録されている方
(2) 補助金の交付を申請した時点において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方に本市の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び公共下水道使用料（以下「市税等」といいます。）の滞納がないこと。
(3) 補助対象住宅について、龍ケ崎市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金の交付申請が行われていないこと。
(4) 補助対象住宅について、申請者本人及び申請者と同一の世帯に属する方がこの補助金の交付を受けていないこと。

5　補助金額

補助金額（１件当たり）	補助件数（先着順）
200,000 円	７件

6　申請・交付手続の流れ

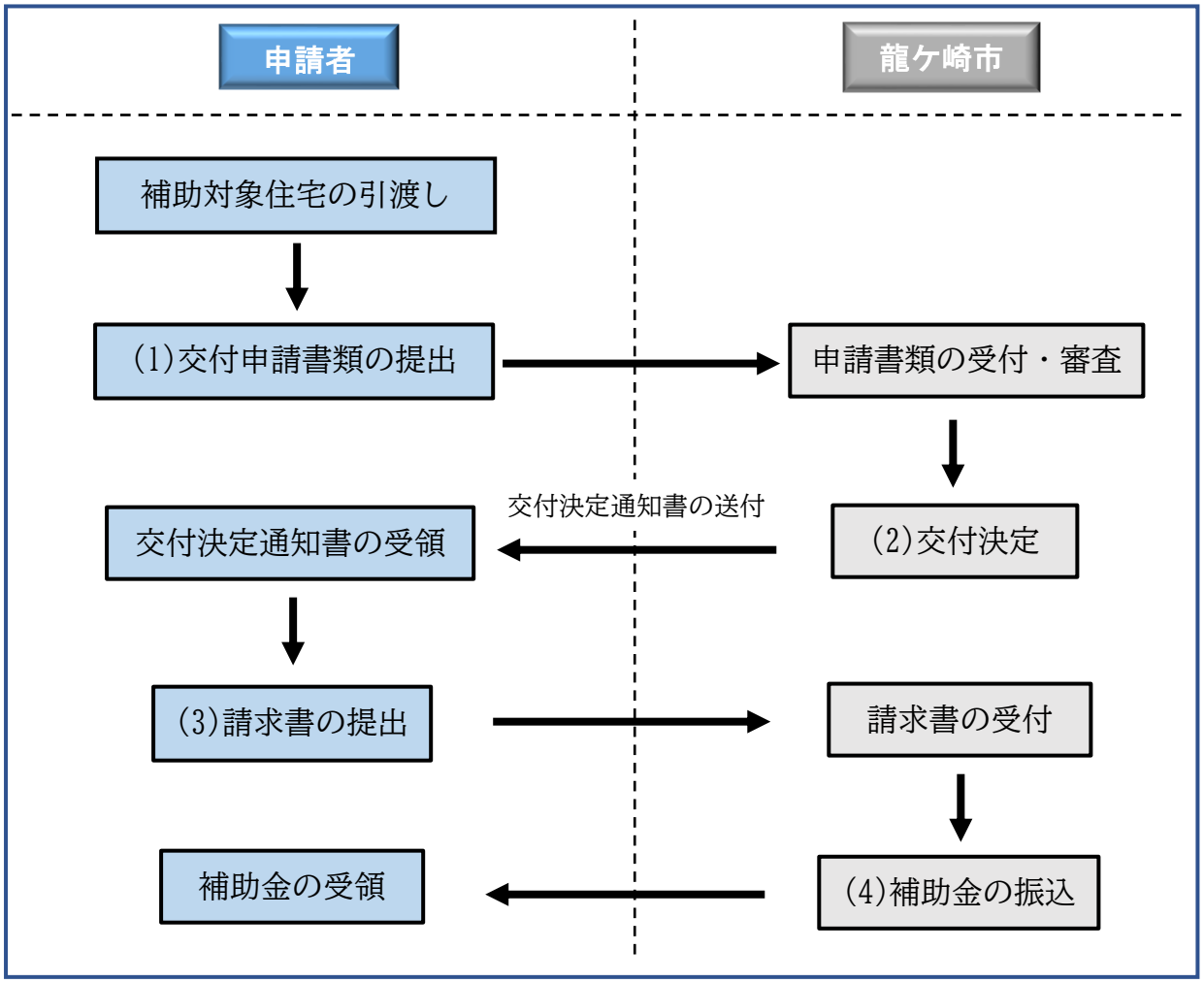

(1) 交付申請書類の提出

補助金の交付を受けようとする方は、補助対象住宅の引渡しを受けた後、引渡日の属する年度の３月２０日までに、以下の書類を龍ケ崎市役所生活環境課の窓口に提出してください。(代理人への委任可。令和８年度は令和９年３月 23 日までに提出)

【交付申請書類】

(1) 龍ケ崎市 ZEH 導入促進事業費補助金交付申請書（様式第１号）
※ 申請手続をハウスメーカーの方などに委任する場合は、その旨を申請書の「委任届」の欄に記載してください。
(2) 補助対象住宅の位置図（周辺地図）※住宅地図等
(3) 補助対象住宅の建築、購入又は改修に係る契約書、費用内訳書及び領収書の写し
※ 契約書の契約者名が補助金の申請者と同一であること（契約者名に申請者を含む共同名義も可)。
※ 領収書が発行されない場合は、工事代金等の支払いを証明できる書類を提出してください。なお、市の公式ホームページに参考様式を掲載しています。
(4) 補助対象住宅の完成カラー写真(補助対象住宅の全景写真及び再生可能エネルギー設備の写真)
※ 新築注文住宅及び改修の場合は施工業者が、新築建売住宅の場合は販売業者が証明すること。
※ 証明書の代表者印又は支店長印等のいずれかが押印されていること。
(5) 工事完了施工証明書兼引渡証明書（様式第２号）
(6) ＢＥＬＳ評価書の写し(国ＺＥＨ補助金の交付を受けている場合は、それが確認できる交付額確定通知書の写し)
※ BELS 評価書の写しを提出する場合は、『ZEH』の表記のあるもの
(Nearly ZEH、ZEH Oriented は対象外)
(7) その他市長が必要と認める書類
・本人確認書類の写し（郵送の場合のみ）
※ 申請者本人の運転免許証(両面)・マイナンバーカード(表面のみ)・パスポート等
申請手続を受任した方が郵送する場合には、受任者の本人確認書類の写しを提出してください。(業者の場合には併せて名刺を提出してください。)

窓口で申請する場合には、来庁者の本人確認を行います。申請者本人の運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなどをご用意ください。

申請手続を受任した業者の方が窓口で申請する場合は、その方の本人確認と併せて、名刺のご提出をお願いします。

(2) 交付決定

市は、申請を受け付けた後、申請書類の審査、現地確認、住民登録及び市税等の納付状況の確認等を行い、補助金の交付の可否を決定します。市税等に滞納がある場合は、不交付となりますので御注意ください。

結果については、龍ケ崎市ＺＥＨ導入促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知します。申請から交付決定までに２週間程度掛かりますので、御留意ください。

なお、虚偽又は不正な手段により交付決定を受けた場合は、交付決定を取り消します。

(3) 請求書の提出

補助金の交付決定通知書を受領した方は、速やかに龍ケ崎市ＺＥＨ導入促進事業費補助金交付請求書（様式第４号）を龍ケ崎市役所生活環境課に提出し、補助金の交付を請求してください（郵送可）。

なお、交付決定者本人名義以外の口座は、振込口座として指定することができませんので、御注意ください。

また、請求書には押印が必要となります（認印可、ゴム印やスタンプ印は不可）。

(4) 補助金の振込

請求書を受け付けた後、指定口座に補助金を振り込みますが、振込通知書は送付しませんので、預金通帳の記帳等にて御確認ください。

なお、請求書の受付から振込まで２週間から３週間程度掛かりますので、御了承ください。

7　他の補助金等との関係

本補助金は、国、県及び本市の住宅取得に関する補助金と併用して交付を受けることができます。

ただし、龍ケ崎市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金と併用して、本補助金の交付を受けることはできません。

また、市税等に滞納がある場合は、本補助金の交付を受けることはできませんので、御注意ください。

8　財産処分の制限

補助対象事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数※の期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する等の処分をすることはできません。ただし、やむを得ない事情等により市長の承認を得た場合は、この限りではありません。

市長の承認を受けようとする場合は、龍ケ崎市ＺＥＨ導入促進事業費財産処分承認申請書（様式第６号）を龍ケ崎市役所生活環境課に提出してください。

市長の承認を得ずに財産を処分した場合は、補助金を返還していただきますので、御注意ください。

※　５ページの耐用年数一覧表を参考にしてください。

【参考】耐用年数一覧表

種類	構造又は用途		耐用年数
建　物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の住宅		47
	れんが造、石造又はブロック造の住宅		38
	金属造の住宅（骨格材の肉厚が4㎜を超えるものに限る。）		34
	金属造の住宅（骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下のものに限る。）		27
	金属造の住宅（骨格材の肉厚が3㎜以下のものに限る。）		19
	木造又は合成樹脂造の住宅		22
	木骨モルタル造の住宅		20
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22kW以下のもの）	13
		その他のもの	15

9　関係書類の保管

補助対象事業に係る証拠書類については、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して５年間保存してください。

10　調査等への協力

市は、本補助金を交付した方に対して、市が取り組む地球温暖化対策に関する調査、普及啓発事業等への協力を求める場合がありますので、御了承ください。